

平成30年度 第2回

西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会 会議録（要約）

日 時：平成30年8月22日（水） 16時30分～18時50分

場 所：西宮市役所東館8階 802会議室

出席者：【委員】中川幾郎（会長）、川東美千代（副会長）、横田祥子、梶泰享、
東朋子、中田一郎、矢野正

【事務局】コミュニティ推進部長 下野邦彦、市民協働推進課長 谷口博章、
同係長 松野歳之、同主事 黒木千聖

1. 開会

2. 審議事項

議題1 傍聴に関する取扱いについて

傍聴希望者なし。

議題2 西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会における評価方法の見直しについて

○事務局

- ・西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会における評価方法の見直し案について説明。

○中川会長

- ・まずは、「参画の取組に関する評価基準（案）」について、意見をいただきたい。

○梶委員

- ・評価項目の「参画の機会の確保・広報」に記載の評価の視点は、いずれも客観的な事実にもとづくものとなっているが、広報が十分に行われているか、不足しているかは委員それぞれで感じ方が異なる。それらを各委員の主観で個別に点数をつけて、その平均点で委員会の総合評価を決めるというやり方では難しいように思う。それよりも委員全員で意見を出し合い、それらを一つにまとめたほうが、委員会としての評価や意見をそろえやすいのではないか。

○東委員

- ・梶委員の意見もよく分かる。アンケートを実施した場合、たとえ回答人数が少なくても、有益な意見が得られる場合もあるので、数の多い少ないだけで評価することは難しい。
- ・当委員会で参画の取組を評価して附帯意見を出したあとに、担当課へはそれらがどのようにフィードバックされるのか。

○事務局

- ・一つの課が毎年パブリックコメントを実施するケースはほとんどないため、当委員会の意見はパブリックコメント運用マニュアルに随時反映することになっている。また、パブリックコメント実施前に行う担当課との協議の場において、取組が不十分と思われる点があれば、過去の委員会意

見を踏まえたアドバイスをを行っている。

○中川会長

- ・それに加えて、毎年この委員会の評価結果がすべて答申書という形で市に返っている。答申書には、その評価に至った理由も付されている。

○東委員

- ・アンケートの実施人数やワークショップの開催回数の多い少ないについて評価するのではなく、参画の機会が十分に確保されていたかという一点を評価すればいいということか。

○中川会長

- ・アンケートを実施したかどうかは客観評価。関係者数などから判断して、対象者数や回数が多いか少ないかといった評価は、委員の主観で行う必要がある。

○事務局

- ・基準については、どうしても委員の中で若干のばらつきが生じてしまう。しかし、各委員がその案件に対する評価と意見を個別に発言することにしており、他の委員の意見を聞くことで評価が変わるということもあるので、その中で委員間の基準の違いが埋められていくものと考えている。

○中川会長

- ・宝塚市でも、同様の評価を行っている。客観評価は事務局が行い、それ以外のいくつかの項目を委員の主観で評価するという方法だが、考え方をそのまま引用できると思う。例えば、東委員の言っていたアンケート数の多寡のようなものは、主観評価に含まれる。宝塚市の評価基準もぜひ参考にしてもらいたい。

○東委員

- ・客観的な要素である数字について主観を交えて評価するのが難しいという話があったが、前回の資料やデータがあれば、前回実施分との数値の差異をもとに評価できるのではないか。

○中川会長

- ・前回実施分と比較するのは難しいと思われる。

○中田委員

- ・意見を聞くタイミングによって母数が変わるし、どの数字が最もふさわしいかを判断するのも難しい。

○中川会長

- ・この議論は初心に戻って考えたほうがよい。客観的な項目は事務局で判断すべきだが、それ以外の市民的感觉で評価すべき部分は委員が評価するという話をしている。
- ・各案件の評価を行うのは、パブリックコメントをアライバイ的に実施することを防ぐとともに、パブリックコメント制度を行政内部で積極的に受け入れ、市民参画の回路を開いていくためである。

○事務局

- ・市の参画協働条例において、パブリックコメントは条件に合致すれば実施することになっているが、策定委員会の設置やアンケートの実施等はいくまで努力義務となっている。そのため、パブリックコメントだけを実施すればいいと考える部署がどうしても出てきてしまう。今回の評価基準の見直しにあたり、「参画の機会確保」を評価項目の一つとして提示しているのは、この点に関する本委員会の評価や意見を庁内各課に示すことで、職員の啓発につなげたいと考えたからである。

る。

○中川会長

- ・改めて確認すると、資料として配布されている「参画の取組状況・自己評価書」は、担当課が参画の取組を自己評価する様式であり、委員がこの自己評価書だけを見て評価を行うわけではない。自己評価書以外にも、公表資料の記載内容など、主観評価を行う要素がたくさんあり、その評価の視点が今回事務局から提示された評価基準案に反映されているということである。一度この基準に基づいて評価を始めてみてはどうか。

○東委員

- ・市政ニュースへの掲載や 30 日以上の意見募集期間などの必須要件を満たしていない案件があった場合、その案件は当委員会での評価対象にならないのか。もしくは、評価の対象としたうえで、論外という評価をするのか。
- ・自己評価書に「努力義務」・「必須」・「任意」との記載があることで、担当課が自覚する機能になっている。必須の要件を満たしていない案件も評価の対象としなければ、適正でない部分が見えないままになってしまう。

○中川会長

- ・必須の要件を満たしていなくても評価の対象として、その点については論外という評価を行えばいいのではないか。パブリックコメントの手続きに付した限りは、必須の要件を満たしていなくても、当委員会へ報告する義務がある。

○東委員

- ・概要版の作成は「原則必要」とされているが、作成されていない案件もあるのではないか。

○中川会長

- ・概要版の作成は原則必要だが、作成しなくてもいい場合は、本編の分量が少なく、概要版を作成しても本編と内容がほとんど変わらないような場合のみである。

○事務局

- ・評価基準案に「本編の分量が適切である」という視点例を設けているため、本編の分量が多いにも関わらず概要版が作成されていないと委員が判断した場合は、マイナスの評価になるものと考ええる。

○東委員

- ・それを委員会が評価するのか。

○中川会長

- ・そのとおり。前回の委員会で提示された評価基準と比べると客観的な視点はかなり削られ、主観的な要素が多く残されている。
- ・他市の事例であるが、水道計画に係るパブリックコメントの評価の場で、ある委員がかなり厳しい評価を行った。その委員はその方面の専門家であり、市民生活に必要な水に関する計画であるにも関わらず、こんな専門用語ばかりの計画を誰が読むのかと憤慨していたのがとても印象的であった。

○中田委員

- ・評価基準案の「策定委員会を設置している場合、多様な意見が反映できる構成メンバー（公募委

員など) となっている」という視点例に関連して、附属機関は様々な人の意見を求めて設置されているはずなので、現在の評価方法の問題点として挙げられている「大半の委員が同じ評価点をつけ、少数の委員が低い点をつけた場合、少数の委員がつけた点数に対応した総合評価になってしまう。」という部分は、多様な意見を求める以上はあっても然るべきではないか。

○事務局

・現行の評価基準では、平均点3点以上4点未満をC評価、2点以上3点未満をD評価としており、委員7名中6名が3点、1名が2点とした場合、平均点は2.8点でD評価になってしまう。今回の見直し案のように、平均点2.5点以上3.5点未満をC評価、1.5点以上2.5点未満をD評価とすれば、2.8点はC評価となり、こちらのほうが評価としてふさわしいと考えている。

○中川会長

・現在用いている総合評価の区分が、どちらかと言えば机上の区分であり、今回の見直し案のほうが、委員がつけた点数の実態に合っていると思う。

○梶委員

・担当課へのフィードバックという観点から考えると、自己評価書を作成する時点で、担当課に適正な手続きを意識付ける方法はあると思う。例えば、必須の要件を全て満たしていれば3点とし、任意の項目や努力義務の項目を実施していれば加点、必須の要件を満たしていなければ減点という方法にすれば、委員会で評価しなくても、担当課としてやるべきことが明確になるのではないか。

○事務局

・当初はそのような方法も検討していたが、その場合、ほとんどの案件で3点は確保されることになる。結果的に、平均点を取れているから問題ないと受け取られる可能性があり、その後の啓発に支障があると考え、今回提示している形とした。

○中川会長

・では次に、「協働の取組に関する評価基準（案）」について、意見をお願いしたい。

○中田委員

・「事業の成果」の項目の、「目に見える具体的な成果を得ることができている」、「参加者の満足度が高い」、「多くの市民や社会に良い影響を与えることができる事業である」、「事業費に対して十分な成果や効果が得られている」といった部分については、事業報告書や自己評価書の記載例を相当丁寧に示さなければ、評価できるだけのデータは出てこないのではないか。

・未来づくりパートナー事業を活用して実施する事業は、ソフト関係の内容がほとんどなので、費用対効果を測るのは難しいのではないか。

○事務局

・過去の委員会において、評価対象となったある事業の助成金額と参加者数から、一人当たりの単価が高額すぎるとの意見が挙げたことを受けて、費用対効果を視点例の一つとした。これについては統一的な基準がなく、あくまで各委員の主観で評価を行っていただくことになる。

○東委員

・この評価基準を用いて評価するのは、未来づくりパートナー事業だけなのか。その他の協働の取

組についての評価は行わないのか。

- ・当委員会は協働事業の内容について評価するのではなく、協働の形が適切であったかについてのみ評価するという点で間違いはないか。

○事務局

- ・この評価基準の対象は、現時点では未来づくりパートナー事業のみを想定している。そのため、協働が適切に行われたかという視点だけでなく、成果の部分についても評価をお願いしたい。

○東委員

- ・協働で実施することによって、事業がよりよいものになったかということについては評価対象になると思うが、事業を協働して実施した成果として、多くの市民や社会に良い影響を与えることができているかといったことを直接的に判断できるのかは疑問を感じる。

○川東副会長

- ・私は、未来づくりパートナー事業の審査を行う協働事業提案審査会委員も務めている。審査会では採択にあたり附帯意見をつける場合があるが、こちらの評価委員会で実施結果の資料を見た際に、審査会の附帯意見が全く反映されていないということがよくあった。そのため、意見が反映されているかの確認のために事業が行われている会場に足を運ぶこともあるが、その後の評価委員会で提出された報告書を見たときに、記載内容に疑問を感じることもある。

○中田委員

- ・E評価となった場合、その事業に対する市の支援は終了となるのか。

○事務局

- ・未来づくりパートナー事業は最長3年応募することができる。協働事業提案審査会は例年4月に開催しており、前年度の実施事業を本委員会が評価するのが早くても5、6月頃となるため、当委員会が評価を行ったときには、その年度の事業実施の可否がすでに決定している。
- ・協働事業提案審査会では、2年目以降の提案の際は、その年度の提案書に前年度の報告書類を添付しているので、前年度の実施結果も含めた審査が行われている。
- ・未来づくりパートナー事業としての実施が終了した後も、提案団体がその取組を続けていくことを踏まえ、提案団体にもこの委員会に出席してもらい、当委員会からの意見をその後の活動に生かしてもらいたいと考えている。

○東委員

- ・協働事業提案審査会と当委員会の意見に相違が生じることはないか。

○川東副会長

- ・以前はそういうこともあったが、それではいけないと考えて、その後は審査会で厳しいことも言うようになった。厳しく言いすぎた結果として、提案件数が減ってしまった可能性はある。

○東委員

- ・審査会と当委員会の意見に大きな誤差がないことが分かり安心した。

○川東副会長

- ・評価結果がA～Eの表記のみだと、細かい部分が伝わりきらないように感じる。例えば、Bに近いCであるということを示すことができれば、評価対象者も頑張れるのではないか。

○事務局

- ・総合評価のA～Eと合わせて、委員の平均点を小数点一位まで表示する。

○中川会長

- ・個別の事業ごとに委員の意見が附帯意見として残るので、今後はこうしてほしいといった意見も伝わる。宝塚市では、年間のパブリックコメント実施案件全てについて、評価のランクと委員からの意見を細かく記載した一覧を作成している。

○事務局

- ・当委員会についても、個別の案件の評価結果や委員の意見を評価報告書としてまとめたうえで公表している。評価結果や意見の示し方については、今後検討したい。

○梶委員

- ・「社会や地域のニーズに合った内容である。社会的な課題をうまく捉えている。」という視点例について、事業実施前の審査会で評価すべき内容であり、事業実施後に評価する内容ではないように思う。事業実施前と後のどちらで評価すべき項目なのかを精査し、実施前後で連動性をもって評価したほうがいいのではないか。
- ・審査会と評価委員会で同様の評価項目があると、審査会での評価結果を当委員会で否定してしまう可能性があるため、事業実施前に評価する内容については、事後に評価する基準からは省くべきと考える。

○中川会長

- ・考え方として、審査会で品質保証したものを、評価委員会で検認するような関係をイメージするとわかりやすいのではないか。
- ・事前評価は審査会、事後評価は評価委員会が行うという話だが、当委員会ではプロセス評価も取り入れるといいのではないか。例えば、協働し合うパートナー同士の意思疎通がうまく保たれていたか、お互いに役割分担が確認されていたか、パートナー状態を保ったまま最後まで事業を遂行できたか、お互いに情報の共有ができていたか、お互いの主体性を尊重できたかといった内容についてチェックできればよいと考える。

○川東副会長

- ・行政と提案団体の中で、自己評価がずれていることがある。

○中川会長

- ・自己評価がずれているということ自体が、評価を悪くすると思う。
- ・「事業費に対して十分な成果や効果が得られているか。」については、客観的な事実が示されなければ評価が難しい。

○事務局

- ・あくまで視点例なので、他の視点例や委員独自の視点で評価をお願いしたい。

○中川会長

- ・「十分な成果や効果が得られている」の後ろに「見込まれる」を加えてはどうか。

○梶委員

- ・事業終了後のアンケートは全事業でとることになっているのか。また、アンケート結果はすべて委員会に提出されるのか。

○事務局

- ・未来づくりパートナー事業の見直しに伴い、アンケートの実施は必須としている。また、当委員会には、アンケート結果をまとめたものを提出する。

○中川会長

- ・大事なのは、参画や協働の回路を広げていくということ。そのための制度変更と捉え、まずは今回示された方向で評価を始めてみることにし、走らせながら軌道修正を図ればいいのではないかと。

議題3 未来づくりパートナー事業の見直しについて

○事務局

- ・未来づくりパートナー事業の見直しについて説明。

○中田委員

- ・提案できる団体の要件として、「西宮市協働事業提案審査会委員との間に利害関係がないこと。」と定められているが、提案団体と審査会委員との間に利害関係がある場合、事業提案を不可とするのではなく、該当する事業の審査の際に、利害関係がある委員のみ審査から外れるという形にしたほうがいいのではないかと。今の方法では、提案内容を制限してしまうことになる。

○横田委員

- ・審査会委員を務めていると、未来づくりパートナー事業の宣伝がやりづらい。

○中川会長

- ・他市でも行われているように、該当する事業の審査の際には、利害関係がある委員は別室に移り、場内にも公表したうえで、審査から外れるという方法にするとういのではないかと。

○事務局

- ・その方向で検討したい。

○東委員

- ・率直に申し上げると、この制度への応募は今後も増えないと考えている。行政内部の意識改革が進まなければ、協働関係の事業はうまくいかない。例えば、自由提案型の事業提案があった場合、提案内容に関係のある部署は必ず協働するというくらい確実なものでない限り、この事業に手が挙がらない。書類作成等の手間と時間を費やしたにも関わらず、協働で事業実施することを断られる可能性があるということは、募集が減る原因になる。また、テーマ設定型については、各局持ち回りでテーマを設定するなどして職員の認識を変化させない限り、テーマは出てこない。最後に、地域力向上型の場合、地域によって課題が異なるので、それぞれに即した形で助成金を交付していくような設計にする等の工夫があれば、応募件数が増えるのではないかと。

○中川会長

- ・当委員会の役割は、参画協働条例の内容をどれだけ実現できているかを評価すること。条例の内容を実現するためには、行政が参画協働の課題を認識しなければならず、そのための仕掛けづくりが必要と考える。各部局が所管している全ての附属機関等について、男女比や公募委員の割合等の一覧を作成し、当委員会に提出してもらおう。そして、それらの数値について基準を設けたうえで、当委員会で評価を行い、フィードバックを行うことで、各部局が参画協働の現実を自覚できると思う。例えば、滋賀県の草津市では、低い評価を受けた担当部局に委員会に出席してもら

い、委員会からその部局に対して直接改善を求めることにしている。そうすることで、参画協働に対する真の理解が行政内部に浸透すると思われる。

- ・また、行政内部を動かすために、各部局から参画協働における現状と課題についての年次報告を当委員会へ提出してもらい、今後どのように取り組んでいくかといった決意表明をしてもらってはどうか。参画協働に例外の部局はなく、参画協働の改革を迫られるのはどの部局も一緒である。もしも課題を自ら出せないという部署があれば、それは条例の精神を理解していないということ。その課題を認識することができれば、テーマ設定型のテーマが庁内から出てくるのではないか。

○梶委員

- ・市全体としてすでに実施している協働の取組が 100 件以上あるため、各部局では新しいテーマを設定しようという開拓精神を持ちにくいのではないか。市民からすると、提案書や報告書の作成等を手伝ってほしいという要望は高いかもしれない。書類の作成や、警察や消防、保健所等への届け出などの手間を考えると、補助金を受けることを諦めてしまう可能性もある。それらの手続きを一手に引き受けてくれる人がいると、地域活動が非常にやりやすくなると思う。補助金の交付よりも、実際の手間暇の部分に対する手助けがほしいと思っている地域活動団体もあるのではないか。

○中川会長

- ・神戸市には、地域活動を行う際に必要な書類を作成するためのマニュアルがある。また、複数の補助金を 1 通の申請書で認めるなど、手続きを簡素化する努力もしている。
- ・地域の事務局を引き受ける NPO を作ろうという動きもある。

○東委員

- ・本来、地域ごとに事務局のような存在があるのが望ましい。
- ・地域ごとに課題が異なるので、全市的に一括で地域力向上型を普及させようとしても難しい。小さい単位で動かすほうが、応募件数が増える可能性は高いと思う。

○梶委員

- ・「新規に実施する事業」が要件となっているが、新しい事業を始めるよりも、現在実施している取組を市とつなげ、協働で実施できるようにするほうが、お互いにやりやすいのではないか。新しいものを募集しようとするから応募が出てこない。

○東委員

- ・地域力向上型の対象を「先進的な内容」に限定する理由はあるのか。

○事務局

- ・新しい課題に取り組もうという団体のチャレンジを応援する制度としている。

○中川会長

- ・「先進的な内容」よりも「模範になるもの」としてはどうか。

○東委員

- ・地域団体が提案する場合と NPO 等団体が提案する場合で、提出書類の様式を変えたほうがいい。現在使用されている様式は、地域の皆さんにとってハードルが高すぎる。地域力向上型の提案をもっと出してもらいたいのであれば、対象にあわせた工夫が必要。

○梶委員

- ・団体の設立年月や構成員数の欄があるが、「何年前に設立されたか分からない」、「構成員が何名いるか数えられない」となって、そこで挫折してしまう。

○事務局

- ・次回募集時の参考にさせていただく。

○横田委員

- ・自治会では、1～2月頃に翌年度の事業計画を立てるので、その時期に開催されるコミュニティ推進大会等の機会を捉えて、未来づくりパートナー事業の募集チラシを配布すれば効果的と思う。
- ・地域力向上型の制度は、助成金等を受けていない自治会にとってはとてもいい制度と思うが、自治会長は高齢の方が多く、チラシを見ただけでは難しい制度だと受け取られるかもしれない。コミュニティ推進大会等で、「手続きはそんなに難しくない」という口頭の説明でもあれば、認識が随分変わるのではないか。
- ・助成金の前払いが認められるようになった一方で、提案できる団体の要件が厳しくなったので、新しい団体の方々にとって、この制度は利用しにくいようにも感じる。

○中川会長

- ・色々な意見が出たが、未来づくりパートナー事業そのものをやめろという話ではない。ただし、このまま続けていても、あまり発展はせず、先細りになるという警告はあった。行政内部から、テーマ設定型の提案が出にくい背景には、行政が参画協働を必要と感じていないという本音がある。

その現実を打破するための仕掛けを組み入れてはどうか。例えば、草津市のように、各審議会の参画の度合いを調査・点数評価し、評価が低い機関に対しては、参画協働条例をもとにした指導を行うという方法が考えられる。

もう一つの方法として、各部局から参画協働に関する現状と課題認識についてのレポートを当委員会に提出してもらい、委員会からそのレポートをもとに様々な提案をしていくという方法もある。この場合、すでに実施している協働事業に関する課題を出してもらうことにして、例えば、参加者が限定されている、仕事が定型化している、広がりが無い、マンネリ化しているなどの悩みを各部局から出してもらえば、委員会として一緒に考えることもできる。

- ・人事課では、地方公務員法の改正に伴う人事評価制度の導入や人材育成基本方針の策定にあたり、どのような人に市の幹部になってほしいかなど、市民の意見を聴いて評価項目や方針を作成したのだろうか。

また、総務省からの要請にもとづき各自治体で策定された公共施設総合管理計画にしても、市民参加で策定されたケースは少ないのではないかと。各部局が、市民の参画を求めて計画等を作成したかということをチェックする必要がある、そのチェック機能を担っているのが、この委員会である。行政側には、参画協働条例が根本的な改革を迫っているという危機感をもっと持ってもらうといけない。参画協働の適用対象は全ての部局であり、選挙管理委員会、農業委員会、監査委員会も例外ではないと宣言してほしい。精度の高い評価方法の議論もよいが、もっとドラステックな、改革を迫るムーブメントを起こさない限り、いつまで経っても参画協働が前に進まない。当委員会をうまく使ってほしい。

- ・今回見直しが行われた未来づくりパートナー事業の基本的な内容には賛成である。この制度をよりわかりやすくするための工夫に関し、委員からの様々な意見を、次年度以降の参考にしてほしい。

- ・応募が増えてほしいという思いで、1年間公募を休止して、一生懸命工夫して改善改良の努力をされたことは評価したい。それでも先細りになる危険性を感じるのは、この制度が従来の市民公益活動の一般公募型の枠に収まってしまっていることが原因の一つとして考えられる。テーマ設定型は、行政が市民からの提案を求めているということや、行政自身も市民と手を結びたいと考えているということが背景にあるはずだが、その熱意が行政側からは見えてこない。

当委員会の役割は、個別の取組が適正かということだけを評価するのではなく、参画協働条例の内容に沿った改革が進んでいるか、参画と協働が実体化しているかを評価することであり、その方向に軸足を戻して議論をしたほうが、未来づくりパートナー事業への応募を増やすムーブメントになると思う。テーマ設定型のテーマについては、各部局が必ず一つ以上は持っているはずである。それを実現するには、未来づくりパートナー事業の10万円や30万円の予算では足りないと思っている可能性もあり、その場合は財政部門にかけあって、必要な予算の確保に動く必要がある。

豊中市の事例で、ある障害者支援団体が、障害者にとって歩きにくい道路のチェックリストを作成するために、市民公益活動助成金の申請に来たことがある。一つの中学校区内で調査を行ってみると、車道側に傾いた歩道が数多く見付き、結果的にその団体に市が委託して、全市的な調査を行った。道路専門の調査会社に委託してもこのような実態は把握できず、当事者団体だから気づくことができたという事例である。この事例の中にもテーマ設定型のヒントがあるのではないか。

選挙管理委員会であれば、投票率を上げるためのアイデアを市民に考えてもらってはどうか。投票率が低いのは選挙管理委員会だけの責任ではなく、市民の責任でもある。投票率が低い原因や西宮市特有の条件などを調査し、投票率を上げるための方策を一緒に考えてくれる市民団体はないですかと言って出すのがテーマ設定型のテーマであり、このようなプロセスを経ることで、投票率は大きく変わってくると思う。

3. 事務連絡

○事務局

- ・第3回の評価委員会については次のとおり。

10月16日（火） 17時30分から 東館7階701会議室

- ・次回、参画及び協働の取組状況について審議予定。

4. 閉会

以上